

(その1)

収支報告書

(令和 6 年分)

(ふりがな)

(にほんきょうさんとうちばけんなんぶちくいいんかい)

1 政治団体の名称 日本共産党千葉県南部地区委員会

2 主たる事務所の所在地 木更津市長須賀 335-2

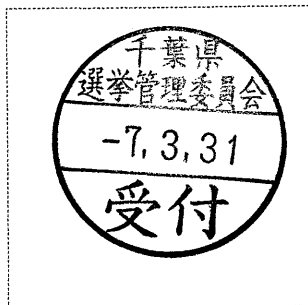
3 代表者の氏名 葛原 茂

4 会計責任者の氏名 伊藤 進

問合せ先

(担当者) 伊藤 洋子

(電話) 0438-23-6961



資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☒ 無

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

☒ 政党の支部 ☐ 政党
☐ その他の政治団体(後援会等) ☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類
(現職 ・ 候補者等)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

102420
2/31

定内郵資国全領(N)
解後發(N)(N)(N)(N)過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
0 M

✓

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)			26	114	068
① (前年からの繰越額)			2	105	193
② (本年の収入額 = $A+B+C+D+E+F+G$)			24	008	875
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)			24	396	082
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))			1	717	986

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。→↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

		十億	百万	千	円
金 額 A			1	717	190
員 数				3	716

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分		金 額				備 考
		十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附			10	089	989	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち 特 定 寄 附]					0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附					0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附					0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)			10	089	989	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]					0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附					0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)			10	089	989	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その3-1)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）				
事業の種類	金額			備考
書籍取扱手数料			60,000	
この頁の小計			60,000	
合 計			60,000	C

注意(1)政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「〇〇紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「〇〇会会費」、その他の事業にあっては「その他催物事業」と記載すること。

(2)政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
日本共産党千葉県委員会			772,	689	R6. 1. 31	千葉市中央区新千葉 3－16－15	
日本共産党千葉県委員会			728,	644	R6. 2. 28	千葉市中央区新千葉 3－16－15	
日本共産党千葉県委員会			719,	615	R6. 3. 31	千葉市中央区新千葉 3－16－15	
日本共産党千葉県委員会			709,	538	R6. 4. 30	千葉市中央区新千葉 3－16－15	
日本共産党千葉県委員会			711,	769	R6. 5. 31	千葉市中央区新千葉 3－16－15	
日本共産党千葉県委員会			699,	717	R6. 6. 30	千葉市中央区新千葉 3－16－15	
日本共産党千葉県委員会			804,	629	R6. 7. 31	千葉市中央区新千葉 3－16－15	
日本共産党千葉県委員会			769,	274	R6. 8. 31	千葉市中央区新千葉 3－16－15	
日本共産党千葉県委員会			705,	754	R6. 9. 30	千葉市中央区新千葉 3－16－15	
日本共産党千葉県委員会			711,	589	R6. 10. 31	千葉市中央区新千葉 3－16－15	
日本共産党千葉県委員会			705,	069	R6. 11. 30	千葉市中央区新千葉 3－16－15	
日本共産党千葉県委員会			797,	349	R6. 12. 30	千葉市中央区新千葉 3－16－15	
こ の 頁 の 小 計			8,	835, 636			
合 計			8,	835, 636			

(その6)

(6) その他の収入					
摘 要		金 額		収 入 年 月 日	備 考
金銭以外のものによる寄付相当分			150,000	令6. 10. 15	選挙の無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分			269,850	令6. 11. 1	選挙の無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分			490,000	令6. 11. 1	選挙の無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分			712,500	令6. 11. 1	選挙の無償提供
こ の 頁 の 小 計			1,622,350		
1 件 10 万 円 未 満 の も の			1,683,710		
合 計 G			3,306,060		

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)				寄 附 者 の 区 分 個 人		
寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業 備 考
	十億	百万	千 円			
森山 仙一郎			20,000		富津市竹岡4350	無職
内訳			10,000	令6. 1. 26		
			10,000	令6. 11. 29		
朝生 昭子			27,200		南房総市市部463-3	無職
内訳			600	令6. 2. 1		
			600	令6. 3. 5		
			600	令6. 4. 3		
			600	令6. 5. 3		
			600	令6. 6. 5		
			600	令6. 7. 5		
			11,200	令6. 8. 31		
			600	令6. 10. 4		
			600	令6. 11. 2		
			11,200	令6. 12. 31		
こ の 頁 の 小 計			47,200	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
そ の 他 の 寄 附						
合 計						

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
朝生 邦夫	十億	百万	千円		南房総市市部463-3	無職	
			27,200				
内訳			600	令6.2.1			
			600	令6.3.5			
			600	令6.4.3			
			600	令6.5.3			
			600	令6.6.5			
			600	令6.7.5			
			11,200	令6.8.31			
			600	令6.10.4			
			600	令6.11.2			
			11,200	令6.12.31			
阿比留 良子			3,900		鴨川市特西嶺岡東下牧乙3-424-1	無職	
内訳			600	令6.2.1			
			700	令6.5.2			
			600	令6.7.4			
この頁の小計			29,100				
その他の寄附							
合 計							

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分 個人		
寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
		600	令6.9.4			
		1,400	令6.12.4			
石田 業明,		17,500		君津市壱師2丁目17-9,	無職	
内訳		600	令6.2.5,			
		1,400	令6.3.27,			
		700	令6.4.27,			
		1,200	令6.6.22,			
		600	令6.7.17,			
		1,200	令6.9.28,			
		1,200	令6.11.23,			
		10,600	令6.12.16,			
伊藤 進,		109,200		木更津市下郡234,	無職	
内訳		5,500	令6.1.31,			
		5,600	令6.3.2,			
		10,600	令6.4.3,			
この頁の小計		41,200	→ ※ 下記注意(1)参照。			
その他の寄附						
合計						

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
		21,000	令6. 5. 2			
		11,000	令6. 6. 29			
		11,000	令6. 8. 31			
		36,000	令6. 10. 25			
		8,500	令6. 12. 28			
伊藤 洋子		99,600		木更津市下郡234	無職	
内訳		8,900	令6. 1. 31			
		5,600	令6. 3. 2			
		5,600	令6. 4. 3			
		11,000	令6. 5. 2			
		11,000	令6. 6. 29			
		11,000	令6. 8. 31			
		26,000	令6. 10. 25			
		15,000	令6. 11. 30			
		5,500	令6. 12. 28			
この頁の小計		187,100				
その他の寄附						
合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)				寄 附 者 の 区 分	個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額		年月日	住 所	職 業	備 考
岩崎 二郎	72,000			富津市竹岡578	無職	
内訳	6,000		令6.2.5			
	12,000		令6.3.30			
	12,000		令6.5.29			
	6,000		令6.7.4			
	12,000		令6.8.31			
	12,000		令6.10.31			
	6,000		令6.11.30			
	6,000		令6.12.28			
榎本 時夫	117,400			君津市大戸見1968	無職	
内訳	7,000		令6.1.30			
	8,400		令6.2.24			
	7,700		令6.3.26			
	2,700		令6.4.27			
	12,700		令6.5.18			
こ の 頁 の 小 計	110,500					
そ の 他 の 寄 附						
合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

——※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
		2,700	令6.6.22			
		42,700	令6.7.27			
		7,700	令6.8.24			
		7,700	令6.9.26			
		15,400	令6.11.23			
		2,700	令6.12.14			
沖山 静彦		43,600		館山市加賀名239-101	無職	
内訳		2,200	令6.1.25			
		5,600	令6.2.24			
		5,600	令6.5.2			
		5,600	令6.6.22			
		8,400	令6.8.31			
		5,600	令6.11.5			
		10,600	令6.12.14			
葛原 茂		310,000		袖ヶ浦市蔵波台6丁目3-10	政党役員	
内訳		40,000	令6.2.26			
この頁の小計		162,500				
その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
		30,000	令6.4.25			
		30,000	令6.5.28			
		30,000	令6.7.29			
		30,000	令6.8.26			
		100,000	令6.9.26			
		50,000	令6.11.26			
葛原 朋子		52,600		袖ヶ浦市蔵波台6丁目3-10	無職	
内訳		1,000	令6.2.28			
		500	令6.3.30			
		1,300	令6.5.2			
		31,200	令6.6.29			
		1,200	令6.8.3			
		17,400	令6.10.31			
小林 昇		22,200		南房総市二部350	無職	
内訳		600	令6.2.1			
この頁の小計		323,200	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
その他の寄附						
合計						

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分 個人		
寄附者の氏名	金額		年月日	住 所	職 業	備 考
		600	令6. 3. 5			
		600	令6. 4. 3			
		600	令6. 5. 3			
		600	令6. 6. 5			
		600	令6. 7. 5			
		6,200	令6. 8. 31			
		600	令6. 10. 4			
		5,600	令6. 11. 2			
		6,200	令6. 12. 31			
小林 道子		27,200		南房総市二部350	無職	
内訳		600	令6. 2. 1			
		600	令6. 3. 5			
		600	令6. 4. 3			
		600	令6. 5. 3			
		600	令6. 6. 5			
こ の 頁 の 小 計		24,600				
そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
		5,600	令6.7.5			
		1,200	令6.8.31			
		600	令6.10.4			
		5,600	令6.11.2			
		11,200	令6.12.31			
桜井 義久		67,200		木更津市八幡台5丁目34-11	無職	
内訳		5,000	令6.1.29			
		6,200	令6.2.28			
		5,600	令6.3.30			
		5,600	令6.5.2			
		11,200	令6.6.29			
		11,200	令6.8.31			
		11,200	令6.10.31			
		10,600	令6.11.30			
		600	令6.12.28			
この頁の小計		91,400				
その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。		
合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
笹生 あすか		129,000		安房郡鋸南町吉浜67-1	町議会議員	
内訳		17,000	令6.3.30			
		38,000	令6.8.31			
		8,000	令6.9.5			
		66,000	令6.12.14			
佐藤 奈美子		45,560		木更津市矢那4508-20	無職	
内訳		500	令6.2.1			
		500	令6.3.5			
		500	令6.4.3			
		500	令6.5.2			
		500	令6.6.5			
		500	令6.7.4			
		12,510	令6.8.3			
		500	令6.9.4			
		500	令6.10.4			
この頁の小計		145,510				
その他の寄附						
合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)				寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
		13,000	令6. 1 1. 4				
		16,050	令6. 1 2. 3 1				
篠崎 典之		524,000			袖ヶ浦市のぞみ野2 9－1 3	市議会議員	
内訳		250,000	令6. 7. 8				
		274,000	令6. 1 2. 2 7				
新保 治		14,000	令6. 1. 2 5		木更津市岩根4 丁目3－9	無職	
田中 浩二		30,000	令6. 1 2. 3 1		君津市西原4 6 7－5	無職	
田中 信雄		50,000	令6. 1 2. 3 1		君津市西原4 6 7－5	無職	
田中 美子		50,000	令6. 1 2. 3 1		君津市西原4 6 7－5	無職	
辻 隆郎		19,200			南房総市富浦町青木2 5 1－1	無職	
内訳		600	令6. 2. 1				
		600	令6. 3. 5				
		600	令6. 4. 3				
		600	令6. 5. 3				
		2,600	令6. 6. 5				
こ の 頁 の 小 計		702,050					
そ の 他 の 寄 附			→ ※ 下記注意(1)参照。				
合 計			→				

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
		5,600	令6.7.5			
		1,200	令6.8.31			
		600	令6.10.4			
		5,600	令6.11.2			
		1,200	令6.12.31			
励波 久子		781,400		袖ヶ浦市蔵波台5丁目20-16	市議会議員	
内訳		54,300	令6.2.5			
		108,600	令6.3.30			
		53,800	令6.5.3			
		107,600	令6.6.29			
		307,600	令6.8.31			
		107,600	令6.10.31			
		41,900	令6.12.28			
野中 晃		117,100		木更津市清川1丁目21-12	無職	
内訳		14,100	令6.2.5			
		15,000	令6.3.2			
		1,700	令6.4.3			
		1,700	令6.5.3			
この頁の小計		828,100				
その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。		
合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)				寄 附 者 の 区 分	個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
		4,700	令6.6.5			
		13,700	令6.7.4			
		36,700	令6.8.3			
		1,700	令6.9.4			
		1,700	令6.10.4			
		3,400	令6.11.30			
		22,700	令6.12.28			
野村 武人		20,000	令6.6.29	君津市中野3丁目3-18	無職	
福田 好枝		184,400		富津市青木1246-17	無職	
内訳		44,900	令6.2.1			
		44,900	令6.3.2			
		44,900	令6.4.3			
		44,900	令6.5.3			
		1,200	令6.6.29			
		600	令6.7.27			
こ の 頁 の 小 計		286,000				
そ の 他 の 寄 附						
合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に 特 と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
		600	令6. 8. 31			
		1,200	令6. 10. 25			
		1,200	令6. 12. 21			
福原 實		18,200		南房総市富浦町原岡182-1	無職	
内訳		600	令6. 2. 1			
		1,600	令6. 3. 5			
		1,600	令6. 4. 3			
		1,600	令6. 5. 3			
		1,600	令6. 6. 5			
		1,600	令6. 7. 5			
		3,200	令6. 8. 31			
		1,600	令6. 10. 4			
		1,600	令6. 11. 2			
		3,200	令6. 12. 31			
藤本 省幸		487,000		鴨川市代851-1	市議会議員	
この頁の小計		21,200				
その他の寄附						
合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
内訳		42,000	令6. 2. 20			
		19,000	令6. 4. 27			
		19,000	令6. 5. 18			
		92,000	令6. 6. 29			
		50,000	令6. 7. 9			
		19,000	令6. 8. 3			
		38,000	令6. 10. 4			
		58,000	令6. 11. 23			
		150,000	令6. 12. 16			
堀田 美恵子		79,600		君津市西坂田2丁目4-2	無職	
内訳		400	令6. 2. 5			
		400	令6. 3. 2			
		400	令6. 4. 5			
		400	令6. 5. 3			
		800	令6. 6. 29			
この頁の小計		489,400				
その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)				寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
			20,300	令6. 7. 27			
			300	令6. 8. 31			
			400	令6. 9. 29			
			30,400	令6. 10. 31			
			400	令6. 11. 30			
			25,400	令6. 12. 28			
堀内 久光,			20,100		南房総市富浦町多田良990-1,	無職	
内訳			600	令6. 2. 1			
			1,700	令6. 3. 5			
			1,600	令6. 4. 3			
			1,600	令6. 5. 3			
			1,600	令6. 6. 5			
			1,600	令6. 7. 5			
			3,200	令6. 8. 31			
			1,600	令6. 10. 4			
こ の 頁 の 小 計			90,700	→ ※ 下記注意(1)参照。 → n			
そ の 他 の 寄 附							
合 計							

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
		3,400	令6.11.2			
		3,200	令6.12.31			
松原 和江		111,500		富津市竹岡208-1621	無職	
内訳		39,000	令6.3.23			
		30,000	令6.6.28			
		23,000	令6.7.27			
		17,500	令6.9.28			
		2,000	令6.12.5			
丸 優子		655,501		富津市小久保2801	市議会議員	
内訳		700	令6.3.30			
		700	令6.5.3			
		69,100	令6.6.29			
		106,000	令6.7.19			
		45,000	令6.8.3			
		54,001	令6.9.9			
この頁の小計		393,601				
その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。		
合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に ㊟ と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
		90,000	令6.10.25			
		245,000	令6.11.30			
		45,000	令6.12.28			
三浦 道雄		998,200		君津市大坂179	市議会議員	
内訳		3,000	令6.1.31			
		34,900	令6.2.5			
		87,900	令6.3.12			
		31,900	令6.4.5			
		37,900	令6.5.2			
		48,000	令6.6.20			
		165,000	令6.7.18			
		93,000	令6.8.12			
		38,000	令6.9.4			
		37,600	令6.10.4			
		123,000	令6.11.18			
この頁の小計		1,080,200				
その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。		
合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)				寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
		298,000	令6. 12. 31				
宮 則夫		186,000			富津市佐貫250	無職	
内訳		10,000	令6. 1. 30				
		11,000	令6. 2. 5				
		28,000	令6. 3. 26				
		2,000	令6. 4. 3				
		23,000	令6. 5. 31				
		2,000	令6. 6. 1				
		27,000	令6. 7. 27				
		6,000	令6. 8. 31				
		30,000	令6. 9. 26				
		22,000	令6. 10. 7				
		9,000	令6. 11. 23				
		16,000	令6. 12. 28				
村瀬 圭一		10,000	令6. 11. 30		神奈川県横須賀市池田町5-3 B-203	会社員	
こ の 頁 の 小 計		494,000					
そ の 他 の 寄 附			→ ※ 下記注意(1)参照。				
合 計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)				寄 附 者 の 区 分	個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額		年月日	住 所	職 業	備 考
安田 美由貴	480,000			南房総市千倉町北朝夷2797-2	市議会議員	
内訳	240,000		令6.6.27			
	240,000		令6.12.27			
山形光幸	114,600			木更津市朝日2丁目2-10	無職	
内訳	10,600		令6.2.5			
	10,600		令6.3.2			
	10,600		令6.4.3			
	5,600		令6.5.2			
	21,200		令6.6.29			
	10,600		令6.8.31			
	13,600		令6.9.6			
	10,600		令6.10.4			
	21,200		令6.11.30			
山口 勇	18,000		令6.7.27	木更津市請西2丁目13-18	無職	
山口 純一	74,000			南房総市千倉町牧田233-1	無職	
こ の 頁 の 小 計	612,600					
そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
合 計						→

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)				寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
内訳		4,800		令6. 2. 5			
		20,000		令6. 7. 8			
		49,200		令6. 10. 10			
山田 周治		10,000		令6. 6. 29	君津市練木110	無職	
吉岡 孝		22,600			南房総市高崎1732-1	無職	
内訳		600		令6. 2. 1			
		2,000		令6. 3. 5			
		2,000		令6. 4. 3			
		2,000		令6. 5. 3			
		2,000		令6. 6. 5			
		2,000		令6. 7. 5			
		4,000		令6. 8. 31			
		2,000		令6. 10. 4			
		2,000		令6. 11. 2			
		4,000		令6. 12. 31			
こ の 頁 の 小 計		106,600					
そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(1)参照。			
合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に 特 と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
吉岡 正子		38,400		南房総市高崎1732-1	無職	
内訳		700	令6.2.1			
		2,700	令6.3.5			
		2,700	令6.4.3			
		2,700	令6.5.3			
		700	令6.6.5			
		2,700	令6.7.5			
		5,400	令6.8.31			
		2,700	令6.10.4			
		12,700	令6.11.2			
		5,400	令6.12.31			
渡辺 雄二		57,520		館山市八幡285-1-J	市議会議員	
内訳		7,920	令6.3.27			
		600	令6.4.3			
		3,600	令6.5.2			
この頁の小計		50,520				
その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。			
合 計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所		職 業	備 考
		7,200		令6. 6. 29				
		17,200		令6. 7. 27				
		7,000		令6. 8. 24				
		7,000		令6. 9. 26				
		7,000		令6. 11. 2				
柳井 進		10,000		令6. 12. 30	袖ヶ浦市大竹477		農業	
古山 誠一		20,000		令6. 12. 30	袖ヶ浦市野里1444-37		施設職員	
林 尚恵		20,000			南房総市千倉町瀬戸46-5		無職	
内訳		10,000		令6. 10. 28				
		10,000		令6. 12. 17				
こ の 頁 の 小 計		95,400						
そ の 他 の 寄 附		3,677,308	→ ※ 下記注意(1)参照。					
合 計		10,089,989	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。					

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費									
	(1) 人 件 費		9,920	707						
	(2) 光 熱 水 費		380	614						
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		475	886						
	(4) 事 務 所 費		1,814	047						
	小 計 ((1)～(4))		12,591	254						
2	政 治 活 動 費									
	(1) 組 織 活 動 費		4,117	493						
	(2) 選 挙 関 係 費			0						
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※		1,047	086						
	(内) ア 機関紙誌の発行事業費			0						
	イ 宣伝事業費		1,047	086						
	ウ 政治資金パーティー開催事業費			0						
	エ その他の事業費			0						
	(4) 調 査 研 究 費		77	508						
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金		3,615	871			3,615	871		
	(6) そ の 他 の 経 費		2,946	870						
	小 計 ((1)～(6))		11,804	828						
	合 計		24,396	082						
						うち本部・支部間の交付金合計 3,615,871円				
						←1の小計と2の小計の合計を記載すること。				

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	必要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(組織対策費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
自動車事故救済金	62,000	令6. 8. 27	榎本 今朝美	君津市塚原257		
この頁の小計	62,000					
その他の支出	4,055,493					
合 計	4,117,493					

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)						項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入
		☐ 1 組織活動費	☐ 2 選挙関係費	☐ 3 機関紙誌の発行事業費	☒ 4 宣伝事業費	☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費		☐ 7 調査研究費
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円					
この頁の小計				0					
その他の支出				1,047,086					
合 計				1,047,086					

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が**1万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が**5万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☒ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(資料費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円		
この頁の小計				0		
その他の支出				77,508		
合 計				77,508		

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☒ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(納付金)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考		
納付金	十億	百万	千 円	216,595	2024. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金				210,574	2024. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金				176,699	2024. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金				172,405	2024. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金				231,159	2024. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金				194,493	2024. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金				545,438	2024. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金				169,030	2024. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金				163,012	2024. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金				144,069	2024. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金				728,960	2024. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金				663,437	2024. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
この頁の小計				3,615,871				
その他の支出								
合 計				3,615,871				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☒ 9 その他の経費		(その他の経費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金	額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
金銭以外のものによる寄付相当分		56,000	令6.4.14	丸優子	富津市小久保2801	市議選挙無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分		60,000	令6.4.14	丸優子	富津市小久保2801	市議選挙無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分		50,000	令6.4.14	丸優子	富津市小久保2801	市議選挙無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分		60,000	令6.4.14	丸優子	富津市小久保2801	市議選挙無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分		56,000	令6.10.19	励波久子	袖ヶ浦市蔵波台5丁目20-16	市議選挙無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分		50,000	令6.10.19	励波久子	袖ヶ浦市蔵波台5丁目20-16	市議選挙無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分		56,000	令6.10.19	篠崎典之	袖ヶ浦市のぞみ野29-13	市議選挙無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分		75,000	令6.10.19	篠崎典之	袖ヶ浦市のぞみ野29-13	市議選挙無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分		50,000	令6.10.19	篠崎典之	袖ヶ浦市のぞみ野29-13	市議選挙無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分		90,000	令6.10.14	葛原茂	袖ヶ浦市蔵波台6丁目3-10	衆院選挙千葉12区無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分		150,000	令6.10.15	葛原茂	袖ヶ浦市蔵波台6丁目3-10	衆院選挙千葉12区無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分		269,850	令6.11.1	葛原茂	袖ヶ浦市蔵波台6丁目3-10	衆院選挙千葉12区無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分		490,000	令6.11.1	葛原茂	袖ヶ浦市蔵波台6丁目3-10	衆院選挙千葉12区無償提供
この頁の小計		1,512,850				
その他の支出						
合 計						

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☒ 9 その他の経費		(その他の経費)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考		
金銭以外のものによる寄付相当分	十億	百万	千	円	令 6 . 1 1 . 1	葛原茂	袖ヶ浦市蔵波台6丁目3-10	衆院選挙千葉12区無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分			712,500		令 6 . 1 1 . 1	葛原茂	袖ヶ浦市蔵波台6丁目3-10	衆院選挙千葉12区無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分			50,000		令 6 . 1 1 . 1	葛原茂	袖ヶ浦市蔵波台6丁目3-10	衆院選挙千葉12区無償提供
金銭以外のものによる寄付相当分			60,000		令 6 . 1 1 . 1	葛原茂	袖ヶ浦市蔵波台6丁目3-10	衆院選挙千葉12区無償提供
この頁の小計			822,500					
その他の支出			611,520					
合 計			2,946,870					

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その16)

(４) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円				
納付金			216,	595	2024. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			210,	574	2024. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			176,	699	2024. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			172,	405	2024. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			231,	159	2024. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			194,	493	2024. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			545,	438	2024. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			169,	030	2024. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			163,	012	2024. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			144,	069	2024. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			728,	960	2024. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			663,	437	2024. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
こ の 頁 の 小 計			3,	615,871				
合 計			3,	615,871				

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☒	☐	
イ 建 物	☒	☐	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳	項目別区分	(該当する項目に☑)			
		☒ ア 土地 ☐ イ 建物 ☐ ウ 地上権等	☐ エ 動産 ☐ オ 預金等 ☐ カ 金銭信託	☐ キ 有価証券 ☐ ク 出資 ☐ ケ 貸付金	☐ コ 敷金 ☐ サ 施設利用権等 ☐ シ 借入金
摘 要	金 額	年 月 日	備 考		
千葉県木更津市長須賀字宮ノ前335番2	6,293,600	H30.10.23	194.56㎡		
こ の 頁 の 小 計	6,293,600				
合 計	6,293,600				

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳	項目別区分	(該当する項目に☑)			
		☐ ア 土地 ☒ イ 建物 ☐ ウ 地上権等	☐ エ 動産 ☐ オ 預金等 ☐ カ 金銭信託	☐ キ 有価証券 ☐ ク 出資 ☐ ケ 貸付金	☐ コ 敷金 ☐ サ 施設利 ☐ シ 借入金
摘 要	金 額	年 月 日	備 考		
千葉県木更津市長須賀字宮ノ前335番2	4,406,400	H30.10.23	1階86.50㎡ 2階 46㎡ 計132.50㎡		
こ の 頁 の 小 計	4,406,400				
合 計	4,406,400				

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
- ☐ 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☐ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和  年 3 月 11 日

政治団体の名称 日本共産党千葉県南部地区委員会

会計責任者の氏名 伊藤 進



(印)

(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

(印))

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要